

非

実在青少年 読本

2010年東京都青少年健全育成条例 改正案について皆で考えてみた!

ROMAN ALBUM
COMICリュウ編集部・編
定価840円(税込)
徳間書店

はじめまして
私の名前は…

「非実在青少年」

年齢又は服装、所持品、学年、背景その他人の年齢を想起させる事項の表示又は音声による描写から十八歳未満として表現されていると認識されるもの(以下「非実在青少年」という)を相手方とする又は青少年による性交渉似行為、

インタビュー

藤本由香里

東浩紀 / 安彦良和
押井守 / 中村公彦

スペシャル座談会 初顔合わせ

吾妻ひでお × 山本直樹 ×

とり・みき [美少女と規制と表現と]

COMIC
エッセイ **ちばてつや** [—と、ほく
は思いません!!]

COMIC
小説 **鈴木みそ** [山口井園士
会見記]

スーパーボリューム企画

アン

読んでみよう、考えてみよう。
東京都青少年健全育成条例

マンガ・アニメ・ゲームなど
関連業界著名人たちが本音で答えた!!

表紙イラスト
赤井孝美



読んでみよう、考えてみよう。

東京都 青少年健全育成条例

「非実在青少年」という言葉は知っていても、実際の条例を読んだことがない。それでは、この問題の本質は語れない。まず最初に、現行の「青少年健全育成条例」と問題になっている「改正案」について目を通して見ることにしよう。今まで見えていなかった問題点がはっきり見えてくるかもしれない。

※条文中の傍点は、編集側で強調のためにつけたものです。条文および改正案は、必要に応じ抜粋し掲載しています。

この文書は、「東京都青少年健全育成条例」およびその「改正案」を元に、徳間書店より5月31日発売される『非実在青少年読本』（定価800円・税別）に掲載される記事をPDF化したものです。

条例に対する解説は、5月25日現在の「改正案」の表現自体に曖昧さが残る部分が多く、恣意的に読めばどのようなようにも取れるものであるため、異論などもあるかと思いますが、まずは「条文」を「読んでみる」事から始めるためのツールとして、あえて簡単にまとめたものだご理解頂ければと思います。

この文章については立ち読み素材としてお使いいただくと共に、そのままの形でご自由に印刷、配布いただいで結構です。

その際は是非、Twitterで (@sarnin) までお知らせください。

「賛成」でも「反対」でも「まだわからない」でも。まずは「自分の考え」を見つけることから始めることが出来ればと思います。

『非実在青少年読本』
徳間書店・刊 月刊 COMIC リュウ編集部・編
2010年5月31日発売
A5判 116P・定価800円（税別）
<http://www.sarnin.net/tokuma/>
<http://www.tokuma.co.jp/ryu/>

第一章 総則

第一条 この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 青少年 十八歳未満の者をいう。

二 図書類 販売若しくは頒布又は閲覧若しくは観覧に供する目的をもつて作成された書籍、雑誌、文書、図画、写真、ビデオテープ及びビデオディスク並びにコンピュータ用のプログラム又はデータを記録したシー・ディー・ロムその他の電磁的方法による記録媒体並びに映写用の映画フィルム及びスライドフィルムをいう。

三 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面し電気通信設備を用いて送られた画像によりモニター画面を通して行うものを除く。をすることをいう。

四 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたものと並びにこれらに類するものをいう。

第三条 この条例の適用にあたっては、その本来の目的を逸脱して、これを濫用し、都民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第三条の二 この条例の適用に当たっては、青少年の身体的又は精神的な特性に配慮しなければならない。

第四条 都は、青少年を健全に育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2 都は、都民、区市町村、事業者及び都民又は事業者で構成する団体並びに青少年の健全な育成にかかわる団体と協働して、前項の施策を推進するための体制を整備するものとする。

3 都は、区市町村その他の公共団体又は公共的団体が青少年の健全な育成を図ることを目的として行う事業について、これを指導し、助成するよう努めるものとする。

4 知事は、毎年、青少年の健全な育成に関する都の施策の内容を都民に公表しなければならない。

（保護者の責務）
第四条の二 保護者（親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に保護監督するものをいう。以下同じ）は、青少年を健全に育成することが自らの責務であること自覚して、青少年を保護し、教育するように努めるとともに、青少年が健やかに成長することができるように努めなければならない。

2 保護者は、青少年の保護又は育成にかかわる行政機関から、児童虐待等青少年の健全な育成が著しく阻害されている状況について、助言又は指導を受けた場合は、これを尊重し、その状況を改善するために適切に対応するように努めなければならない。

【もっと東京都青少年健全育成条例を知りたい方は】
ネット上にさまざまな形で現行条例と改正案に対しての意見が掲載されています。まずは Google などで「青少年健全育成条例改正案」を検索してみてください。例えば、【東京都青少年健全育成条例改正問題のまとめサイト】→ <http://mith.buftsiz.jp/>。ニュースとリンクがまとめられています。また【東京都青少年健全育成条例】が改正されることをご存知ですか？→ <http://sites.google.com/site/ano62b/> では、改正案の持つ問題点をわかりやすくまとめ、PDF ファイルで配布できるよう公開されています。改正案の全文については【無名の一知財政策ウォッチャーの独言】→ <http://fr-toen.cocolog-nifty.com/blog/2010/02/post-cb1.html> で、確認することが出来ます。

条例の冒頭部には、このような文言がある。都民の権利、青少年の人格、身体的又は精神的な特性に配慮……。

「図書類」の定義がここに記載されている。ようするに、あらゆる販売、閲覧メディアのことだ。漫画だけでなく、小説、絵画なども含まれている。

現行の条例文

改正案十解説

この部分は今までの条例と同じ

対象は視覚認識できるもの。文章は入っていない。

ここが、「次の各号のいずれかに該当する」と変わり、以下の内容が追加された。

一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

二 年齢又は服装、所持品、学年、背景その他の人の年齢を想起させる事項の表示又は音声による描写から十八歳未満として表現されていると認識されるもの（以下「非実在青少年」という。）を相手方とする又は非実在青少年による性交又は性交類似行為に係る非実在青少年の姿態を視覚により認識することができる方法でみだりに性的対象として肯定的に描写することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

二の部分がいわゆる「非実在青少年」のそれに関する定義となつていて、「すべし表現の定義となつている。二を意味すれば、「青少年に見えるキャラがエロいこととしている漫画やアニメ、ゲームなどを、青少年に売ったり、見せたりしないようにしようよ」ということ。

八条第一項の号が増えたため、この部分も【前条第一項第一号又は第二号の規定】というふうに変わる

この部分が「次の各号に挙げる基準に照らし、それぞれ当該各号に定める」と変わり、以下の内容が追加された。
【一】 第八條第一項第一号の東京都規則で定める基準、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
【二】 第八條第一項第二号の東京都規則で定める基準、非実在青少年を相手方とする又は非実在青少年による性交又は性交類似行為に係る非実在青少年の姿態を視覚により認識することができる方法でみだりに性的対象として肯定的に描写することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
八条の基準と表記しているが、二の内容は七条の内容と同じ。これでは「青少年がエロいこととして」の漫画はなにか「マーク」を表示するようにしてね」ということになる。

（都民の申出）
第四条の三 都民は、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるもの又は青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるものがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。

第二章 優良図書類等の推奨及び表彰（表彰）
【略】
第三章 不健全な図書類等の販売等の規制

（図書類等の販売等及び興行の自主規制）
第七条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場（興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）第一条の興行場をいう。以下同じ。）を経営する者は、図書類又は映画等の内容が、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。
（かん具類の販売等の自主規制）
【略】

（不健全な図書類等の指定）
第八条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
二 販売され、又は頒布されているかん具類で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
三 販売され、又は頒布されている刃物で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの
2 前項の指定は、指定するもの名稱、指定の理由その他必要な事項を告示することによつてこれを行わなければならない。
3 知事は、前二項の規定により指定したときは、直ちに関係者にこの旨を周知しなければならない。
（指定図書類の販売等の制限）
第九条 図書類の販売又は貸付けを業とする者が及びその代理人、使用人その他の従業者（以下「図書類販売業者等」という。）は、前条第一項第一号の規定により知事が指定した図書類（以下「指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けを業とする者及び営業に關して図書類を頒布する者は、指定図書類を陳列するとき、自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。以下この条において「同じ」とは、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装しなければならない。3 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するとき、東京都規則で定めるところにより当該指定図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければならない。4 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。（表示図書類の販売等の制限）
（表示図書類の発行の業とする者）
（以下「図書類発行業者」という。）は、図書類の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体で倫理綱領等により自主規制を行うもの（以下「自主規制団体」という。）又は自らが、第八條第一項第一号の東京都規則で定める基準に照らし、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの図書類に、青少年が閲覧し、又は観覧

年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
二 販売され、又は頒布されているかん具類で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
三 販売され、又は頒布されている刃物で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの
2 前項の指定は、指定するもの名稱、指定の理由その他必要な事項を告示することによつてこれを行わなければならない。
3 知事は、前二項の規定により指定したときは、直ちに関係者にこの旨を周知しなければならない。
（指定図書類の販売等の制限）
第九条 図書類の販売又は貸付けを業とする者が及びその代理人、使用人その他の従業者（以下「図書類販売業者等」という。）は、前条第一項第一号の規定により知事が指定した図書類（以下「指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けを業とする者及び営業に關して図書類を頒布する者は、指定図書類を陳列するとき、自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。以下この条において「同じ」とは、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装しなければならない。3 図書類発行業者等は、表示図書類を陳列するとき、東京都規則で定めるところにより当該指定図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければならない。4 何人も、青少年に表示図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。（表示図書類に関する告示）
（表示図書類に関する告示）
（以下「表示図書類」という。）は、指定図書類のうち定期的に刊行されるものについて、当該指定の日以後直近の時期に発行されるものから表示図書類とするよう自主規制団体又は図書類発行業者に告示することができる。2 知事は、表示図書類について、前条第二項から第四項までの規定が遵守されていないと認めるときは、図書類販売業者又は図書類発行業者に對し、必要な措置をとるべきことを告示することができる。（東京都青少年健全育成協助力員）
（東京都青少年健全育成協助力員）
第九条の四 知事は、都民の協力を得て、第九条及び第九條の二の規定による指定図書類及び表示図書類の陳列がより適切に行われるように、知事が定めるところにより、東京都青少年健全育成協助力員を置くことができる。

条例に違反しているという物などを発見した場合に都に対して申し出ができる。「これはひどいんじゃない」というものは都にチェックをお願いできるとわかった。

第七条は自主規制制ののだが、こちらは都が現実的に「不健全図書」として指定できるものの規定だ。ここに「二」の間に追加が入る。
（一）販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、第七條第二号に該当するものうち、強姦等若しくは社会規範に反する行為を肯定的に描写したもので、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく阻害するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの
（二） 普通に読んでしまおうのだが、「自主規制しなさい」と書かれているものとイコールではない。都の方でチェック、不健全図書とするものはあくまで強姦など著しく社会規範に反するものらしい。「非実在青少年」に限定せずとも一でフォォー出来ずな内容なのだが。

九条は出版社、取次、書店などに對する条だが、不健全指定を受けるような図書は何度も発行する出版社には、九条の三により、都から通告が行われる。これについて、以下の内容が追加される。
（一） 知事は、図書類発行業者であつて、その発行する図書類が第八條第一項第一号又は第二号の規定による指定（以下この条において「不健全指定」という。）を受けた日から起算して過去一年間にこの項の規定による通告を受けていない場合にあつては当該過去一年間、過去一年間にこの項の規定による通告を受けている場合にあつては当該通告を受けた日（当該通告を受けた日が二以上あるときは、最後に当該通告を受けた日）の翌日までの間に不健全指定を六回受けたもの又はその属する自主規制団体に対し、必要な措置をとるべきことを告示することができる。
3 知事は、前項の通告を受けた図書類発行業者の発行する図書類が、同項の通告を行った日の翌日から起算して六月以内に不健全指定を受けた場合は、その旨を公表することができる。
4 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、第二項の通告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
2は短期間に不健全図書を何度も発行する出版社に釘を刺すものではあるが、それに「自主規制団体」が加わっていると、業界団体にも、監視をしっかりと、暗に迫っているように読み取れる。

九条は出版社、取次、書店などに對する条だが、不健全指定を受けるような図書は何度も発行する出版社には、九条の三により、都から通告が行われる。これについて、以下の内容が追加される。
（一） 知事は、図書類発行業者であつて、その発行する図書類が第八條第一項第一号又は第二号の規定による指定（以下この条において「不健全指定」という。）を受けた日から起算して過去一年間にこの項の規定による通告を受けていない場合にあつては当該過去一年間、過去一年間にこの項の規定による通告を受けている場合にあつては当該通告を受けた日（当該通告を受けた日が二以上あるときは、最後に当該通告を受けた日）の翌日までの間に不健全指定を六回受けたもの又はその属する自主規制団体に対し、必要な措置をとるべきことを告示することができる。
3 知事は、前項の通告を受けた図書類発行業者の発行する図書類が、同項の通告を行った日の翌日から起算して六月以内に不健全指定を受けた場合は、その旨を公表することができる。
4 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、第二項の通告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
2は短期間に不健全図書を何度も発行する出版社に釘を刺すものではあるが、それに「自主規制団体」が加わっていると、業界団体にも、監視をしっかりと、暗に迫っているように読み取れる。

「不健全な図書」として都が指定した本について、「非実在青少年」とは関係がない。

この部分が「次の各号に挙げる基準に照らし、それぞれ当該各号に定める」と変わり、以下の内容が追加された。
【一】 第八條第一項第一号の東京都規則で定める基準、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
【二】 第八條第一項第二号の東京都規則で定める基準、非実在青少年を相手方とする又は非実在青少年による性交又は性交類似行為に係る非実在青少年の姿態を視覚により認識することができる方法でみだりに性的対象として肯定的に描写することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの
八条の基準と表記しているが、二の内容は七条の内容と同じ。これでは「青少年がエロいこととして」の漫画はなにか「マーク」を表示するようにしてね」ということになる。

九条は出版社、取次、書店などに對する条だが、不健全指定を受けるような図書は何度も発行する出版社には、九条の三により、都から通告が行われる。これについて、以下の内容が追加される。
（一） 知事は、図書類発行業者であつて、その発行する図書類が第八條第一項第一号又は第二号の規定による指定（以下この条において「不健全指定」という。）を受けた日から起算して過去一年間にこの項の規定による通告を受けていない場合にあつては当該過去一年間、過去一年間にこの項の規定による通告を受けている場合にあつては当該通告を受けた日（当該通告を受けた日が二以上あるときは、最後に当該通告を受けた日）の翌日までの間に不健全指定を六回受けたもの又はその属する自主規制団体に対し、必要な措置をとるべきことを告示することができる。
3 知事は、前項の通告を受けた図書類発行業者の発行する図書類が、同項の通告を行った日の翌日から起算して六月以内に不健全指定を受けた場合は、その旨を公表することができる。
4 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、第二項の通告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
2は短期間に不健全図書を何度も発行する出版社に釘を刺すものではあるが、それに「自主規制団体」が加わっていると、業界団体にも、監視をしっかりと、暗に迫っているように読み取れる。

読んでみよう、考えてみよう。

東京都 青少年健全育成条例

ここに児童ポルノについて以下のものが新規に追加される。

【第三章の三 児童ポルノの根絶に向けた気運の醸成及び環境の整備】
（児童ポルノの根絶に向けた都の責務）

第十八条の六の二 都は、児童ポルノ（児童責務、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成二十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下同じ）を根絶すべきことについて事業者及び都民の理解を深めるための気運の醸成に努めるとともに、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める責務を有する。

2 都は、みだりに性的対象として扱われることにより心身に有害な影響を受けた青少年に対し、その回復に資する支援のための措置を適切に講ずるものとする。
（児童ポルノについて法律に則り根絶しよう。被害者を守ろう...という話。改正案では、この部分を平成22年4月に施行することになった。）

読んでみよう、考えてみよう。

東京都 青少年健全育成条例

改正案を読み進めると、この部分を7月にさらに改正するということになっていく。まず、表題を「児童ポルノの根絶及び青少年性的視覚描写物のまん延抑止に向けた都の責務」へと変更。そして、2の前に以下が追加される。
【2】 都は、青少年性的視覚描写物（第七条各号に該当する図書類又は映画等）のうち当該図書類又は映画等において青少年が性的対象として扱われているもの及び第十八条の六の五第一項の図書類又は映画等をいう。以下同じ）をまん延させることにより青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて事業者及び都民の理解を深めるための気運の醸成に努めるとともに、事業者及び都民と連携し、青少年性的視覚描写物を青少年が容易に閲覧又は観覧することのないように、そのまん延を抑制するための環境の整備に努める責務を有する。
（右ページ最下段に続く）

（指定映画の観覧の制限）
第十条 興行場において、第八条第一項第一号の規定により知事が指定した映画（以下「指定映画」という。）を上映するときは、当該興行場を運営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。
2 何人も、青少年に指定映画を観覧させないよう努めなければならない。
（指定演劇等の観覧の制限）
第十一条 興行場において、第八条第一項第一号の規定により知事が指定した演劇、演芸又は見せものは観覧に供するときは、当該興行場を運営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。
（観覧等の制限の揭示）
第十二条 指定映画または指定演劇等（以下「指定映画等」という。）を上演し、または観覧に供している興行場を運営する者は、当該興行場の入口の見やすいところにおいて、東京都規則で定める様式による揭示をしておくなければならない。
（指定がん具類の販売等の制限）
第十三条 自動販売機等に対する措置
（自動販売機等の設置に関する距離制限）
（自動販売機等に関する適用除外）
（自動販売機等への勧告）
（有害広告物に対する措置）
（質受け及び古物買受け等の制限）
（着用済み下等の買受け等の禁止）
（青少年への勧誘行為の禁止）
（深夜外出の制限）
第十五条の四 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、深夜（午後十一時から翌日午前四時までの時間をいう。以下同じ）に青少年を外出させないように努めなければならない。
2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び指導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。
4 深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、当該時間帯に、当該営業に係る施設内及び敷地内にある青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。
第十六条 次に掲げる施設を運営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。
一 興行場
二 設備を設けて客にボウリング、スケート又は水泳を行わせる施設
三 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設
四 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは観覧又は電気通信設備によるインターネットの利用を行わせる施設（図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する図書館を除く。）
（立入調査）
（警告）
第十八条 前条第一項の知事が指定した知事部局の職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、一 警告を発することができる。
【略】

（審査会への諮問）
第十八条の二 知事は、第五条の規定による推奨若しくは、第八条の規定による指定をし、又は第十四条の規定による措置を命じようとするときは、第十九条に規定する東京都青少年健全育成審議会の見解を聴かなければならない。
（青少年に対する反倫理的な性交等の禁止）
第十八条の六 何人も、青少年とみだりな性交又は性交類似行為を行ってはならない。
（保護者等の責務）
第十八条の六の五 保護者等は、児童ポルノ及び青少年のうち十三歳未満の者であつて衣服の全部若しくは一部を着けない状態（これらと同等とみなされる状態を含む。）にあるもの着若しくは下着のみを着けた状態（これらと同情的な姿態を視覚的に認識することができる方法でみだりに性的対象として描写した図書類、児童ポルノに該当するものを除く。）又は映画等において青少年が性的対象として扱われることが青少年の心身に有害な影響を及ぼすことに留意し、青少年が児童ポルノ及び当該図書類又は映画等の対象とならないように適切な保護監督及び教育に努めなければならない。
2 事業者は、その事業活動に関し、青少年のうち十三歳未満の者が前項の図書類又は映画等の対象とならないように努めなければならない。
3 知事は、保護者又は事業者が青少年のうち十三歳未満の者に係る第一項の図書類又は映画等若しくは感情的なものであって東京都規則で定める基準に該当するものを販売し、若しくは頒布し、又はこれを閲覧若しくは観覧に供したと認めるときは、当該保護者又は事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。
4 知事は、前項の指導又は助言を行うために必要と認めるときは、保護者及び事業者に対し説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。

（五ページ上段から続く）
さらに10月には、以下の内容が追加される予定だった。まず、第十八条の六の二の最後に、
【4】 都は、事業者及び都民による児童ポルノの根絶及び青少年性的視覚描写物のまん延の抑止に向けた活動に対し、支援及び協力を行うように努めるものとする。
（と追加される。児童ポルノと同列に漫画やアニメ、ゲームなどを挙げ、それについても世間に広まらないよう抑えこむ...つまりは、限りなく0になるようにする活動に支援、協力するということだ。そしてさらに、
（児童ポルノの根絶及び青少年性的視覚描写物のまん延抑止に向けた事業者の責務）
第十八条の六の三 事業者は、都が実施する児童ポルノの根絶に関する施策に協力するように努めるものとする。
2 事業者は、青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて理解を深め、その事業活動に関し、青少年性的視覚描写物が青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害するおそれがあることに留意し、青少年が容易にこれを閲覧又は観覧することのないようにするための適切な措置をとるよう努めるものとする。
（児童ポルノの根絶及び青少年性的視覚描写物のまん延抑止に向けた都民等の責務）
第十八条の六の四 何人も、児童ポルノをみだりに所持しない責務を有する。
2 都民は、都が実施する児童ポルノの根絶に関する施策に協力するように努めるものとする。
3 都民は、青少年をみだりに性的対象として扱う風潮を助長すべきでないことについて理解を深め、青少年性的視覚描写物が青少年の性に関する健全な判断能力の形成を阻害するおそれがあることに留意し、青少年が容易にこれを閲覧又は観覧することのないように努めるものとする。
と、盛り掛ける。出版社も、販売者も、果ては都民全員で、「青少年性的視覚描写物」を青少年のすべ手に届くところから消してしまおうよう努力しろ、と迫っている。また、児童ポルノについてもついに単純所持をしないように責任を都民に求めている。単純所持については法でも規制されておらず、条文の方が先に行き過ぎた規制を提案しているのだ。

ネットのフィルタリングについては、現行条例でも推奨するように規定があるが、改正案では全文が以下のように書き換えられる。

〔第十八条の七 青少年のインターネットの利用に係る事業者を行う者〕及び青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する事業者を行う者は、その業務に關し提供等を行う青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスが、青少年がインターネットを利用して自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、違法若しくは有害な行為を行い、又は犯罪若しくは被害を誘発することを容易にする情報を閲覧する機会を最小限にとどめるものとなるように努めなければならない。

2 インターネット接続提供事業者は、インターネット接続提供に係る契約を締結するに当たっては、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供している旨を告知し、その利用を勧奨するように努めなければならない。

3 携帯電話インターネット接続提供事業者は、携帯電話インターネット接続提供に係る契約を締結するに当たっては、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認するように努めなければならない。

4 第十六条第一項第四号に掲げる施設に備え付けられた機器によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用した

機器又は青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を受けた機器の提供に努めなければならない。

5 青少年のインターネットの利用に係る事業者を行う者は、青少年のインターネットの利用に関する健全な判断能力の育成を図るため、その利用に伴う危険性及び過度の利用による被害並びにこれらの除去に必要な知識について青少年が適切に理解できるようにするための啓発に努めるものとする。

ここでは法律からによる定義説明の注釈を削除し、読みやすくしたが、フィルタリングについて、かなり強く推奨し、安全なネット利用への啓蒙活動が見て取れる。また「自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、違法若しくは有害な行為を行い、又は犯罪若しくは被害を誘発することを容易にする情報」というふうには、フィルタリングについての指針を都のほうで指定している部分も気になる。

第三章の三 インターネット利用環境の整備

（インターネット利用に係る事業者の責務）

第十八条の七 電気通信設備によるインターネット接続サービスの提供を行うことを業とする者（以下「インターネット事業者」という。）は、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を取り除くためのフィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。）の機能を有するソフトウェア（以下「青少年に有益なソフトウェア」という。）を利用したサービスを開発するとともに、利用者に提供するように努めなければならない。

2 インターネット事業者は、利用者との契約を行う際には、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年に有益なソフトウェアを利用したサービスを提供している旨を告知し、その利用を勧奨するものとし、及びこれを利用することが可能であることを標準的な契約内容とするように努めなければならない。

3 インターネット事業者のために利用者との契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者は、利用者との契約の締結の媒介等を行

行う際には、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年に有益なソフトウェアを利用したサービスが存在する旨を告知し、その利用を勧奨するように努めなければならない。

4 第十六条第一項第四号に掲げる施設を経営する者は、青少年が当該施設に備え付けられた機器によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できる利用し、青少年に有益なソフトウェアを利用した機器の提供に努めなければならない。

（インターネット利用に係る保護者等の責務）

第十八条の八 保護者は、青少年に有益なソフトウェアの利用により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない。

2 保護者及び青少年の育成にかかわる者は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成を図るため、その利用に伴う危険性、過度の利用による被害等についての青少年に対する教育に努めなければならない。

（インターネット利用に係る都の責務）

第十八条の九 都は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

第四章 東京都青少年健全育成審議会

（設置）

第十九条 第十八条の二第一項の規定に基づき知事の諮問に応じ、調査し、審議するため、東京都青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第二十条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命または委嘱する委員二十人以内をもつて組織する。
- 一 業界に關係を有する者 三人以内
 - 二 青少年の保護者 三人以内
 - 三 学識経験を有する者 八人以内
 - 四 関係行政機関の職員 三人以内
 - 五 東京都の職員 三人以内
- 2 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

〔以下略〕

また、携帯電話のフィルタリングについては、以下のような条文が附加される。

（携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置）

第十八条の七の二 保護者は、青少年が携帯電話インターネット接続提供事業者との契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。以下同じ。）の当事者となる場合又は保護者が青少年を携帯電話端末等の使用者とする携帯電話インターネット接続提供事業者との契約を自ら締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第十七条第一項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、東京都規則で定めるところにより、保護者が携帯電話インターネット接続提供事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により青少年有害情報（青少年インターネット環境整備法第二条第三項に規定する青少年有害情報）を閲覧することがないよう適切に監督することその他の東京都規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続提供事業者に提出しなければならない。）

この後も条文は続くが、ポイントとしては「東京都規則で定める正当な理由」という点。フィルタリングを外すための保護者の手間が大変大きくなるのだ。このため、青少年が所持する携帯へのフィルタリングを強制されているようなイメージを受ける。

十八條の八は、以下の条文に差し替えられる。

（インターネット利用に係る保護者等の責務）

第十八条の八 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない。

2 保護者及び青少年の育成にかかわる者は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成を図るため、自らもインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による被害についての理解並びにこれらの除去に必要な知識の習得に努めるとともに、これらを踏まえて青少年とともにインターネットの利用に当たり遵守すべき事項を定めるなど適切な利用の確保を通ずるものとする。

3 行政機関は、その業務を通じて、青少年がインターネットを利用して自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、違法若しくは被害を誘発したと認め

たときは、これを知事に通報することができ。

4 知事は、青少年がインターネットを利用して自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、違法若しくは被害を誘発したと認めるときは、その保護者に対し、当該青少年について再発防止に必要な措置をとるとともに、そのインターネットの利用に關し適切に監督するよう指導又は助言を行うことができる。

5 知事は、前項の指導又は助言を行うため必要と認めるときは、保護者に対し説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

6 保護者が子供のネット利用についてフィルタリングを使用させること、さらには「利用状況を適切に把握し、青少年のインターネットの利用を的確に管理」することを求め、行政機関が「自己若しくは他人の尊厳を傷つけ、違法若しくは被害を誘発した」と認め、又は犯罪若しくは被害を誘発したと認めたとき、東京都の中だけ「確認」→「告発」→「調査」の流れが可能になるということだ。都が実際に大きな権限を持つことになるのだ。

読んでみよう、考えてみよう。
東京都 青少年健全育成条例